

SAICM実施に向けた市民からの提案



中地 重晴

有害化学物質削減ネットワーク

市民参加の背景(1)

- 地球環境問題解決のために市民参加の重要性が認識された
- 環境と開発に関するリオ宣言第10原則(1992年)
- 化学物質管理における市民参加の制度化の必要性が認識された
- 「アジェンダ21」の第19章の有害化学物質の適正な管理(1992年)
- WSSDにおいて、国際化学物質管理における戦略的アプローチ(SAICM)が採択された(2002年)
- SAICMの世界実施計画の承認(2006年)

市民参加の背景(2)

- 1996年のOECD理事会勧告を受けて、日本でもPRTR(環境汚染物質排出移動登録)が制度化された
- 化学物質排出把握管理促進法の施行(2001年)
- 2003年国連勧告に基づき、労働安全衛生法でGHS(化学品の区分と表示に関する世界調和システム)が制度化された(2006年)
- 環境ホルモン問題、ダイオキシン汚染問題に対する市民の関心高まる
- 「奪われし未来」の発行、ダイオキシン規制の開始(1996年～現在)

SAICMについて

- 日本においてSAICMそのものの認知度は低い
- 原因は広報不足、政策への無感心など
- ホームページに掲示するだけで、国の政策(関係省庁連絡会議の動き)が見えない
- 関係者(市民や産業界など)の意見の反映がない

2020年目標を確認しよう

- 第3次環境基本計画の目標達成年度(2025年ごろ)との整合性をとるべき
- 化学物質管理に関しては、日本国内でも2020年を目標に、計画の前倒しを
- 世界のお手本となる一括的な化学物質管理制度にすべきである
- (EUのREACHは2020年目標を踏まえている)

第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定) 重点分野:化学物質の環境リスクの低減

- (1) 2025年頃の社会における目標の設定
 - ・化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
 - ・予防的な対策の機動的な実施
 - ・環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
 - ・国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献
- (2) 暴露・有害性情報の不足の解消に向けたスケジュールを提示
- (3) 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション
- (4) 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化(環境省資料より)

SAICM国内実施計画への要望

- ガバナンスをどう保証するのか
- 市民参加、特に女性の政策決定への参加
- リスク削減のために予防原則(予防的取組み)を適切に適用する枠組みが必要
- GHSなど国際的条約、枠組みの速やかな実施を
- 化学物質管理政策の見直し時期を逃がさずに

見直し時期に来た化学物質管理政策

- 07年化管法(化学物質管理把握促進法)
- 09年化審法(化学物質審査規制法)
- **解決すべき課題は**
- 省庁縦割りによる総合性の欠如
- 既存化学物質の安全性評価が不十分
- リスクベースによる管理の問題点の克服
- ライフサイクル管理システムの欠如
- ハイリスクグループへの配慮不足
- 市民参加の制度的保障の欠如

リスクベースの管理の課題

定量化できないリスク、質の違うリスクの評価・比較は困難

定量的評価に必要なデータの圧倒的不足
複合曝露、低用量曝露、複合影響の評価方法が確立されていない

定量的評価方法が確立されていないリスク
(例えば環境ホルモン)に対応できない

未知のリスクに対応できない

ハイリスクグループへの配慮が未確立

ライフサイクルにおける管理体制の欠如

資源採取、生産段階から廃棄に至るライフサイクルを通じた管理システムが構築されていない

3Rに関する生産者の責任(EPR)が明確にされていない

MSDS等のデータシートの一般消費者への交付が義務づけられていない

製品中の化学物質対策が不十分

市民参加の制度的保障の欠如

- 総合的な化学物質管理政策を決定する場への市民参加の保障がない
- リスク評価、リスク管理のあり方を決定する場への市民参加の保障がない

よりよい化学物質管理を求める市民の動き

- 2004年11月 第1回REACH国際市民セミナー開催；
「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」採択
- 2005年9月 第2回REACH国際市民セミナー開催
- 2005年11月 「東京宣言」への約2万人の署名提出
- 2006年12月 「新化学物質政策NGOフォーラム」結成
「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」を
発表
- 2007年1月 「市民提案」を経産省、厚労省、環境省に
提出
- 2007年3月 第3回REACH国際市民セミナーの開催

市民提案の内容(1)

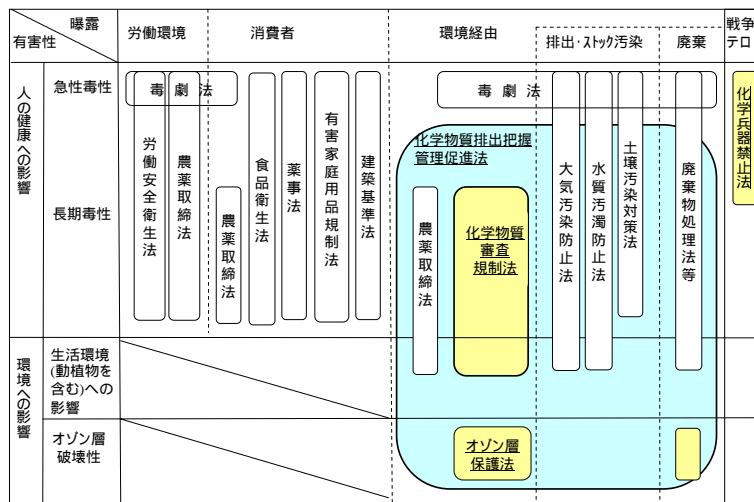
総合的管理システムの確立

- 「化学物質安全基本法」(仮称)の制定
- 「化学物質安全庁」(又は「化学物質安全委員会」)の創設
- ライフサイクル管理システムの構築
- 予防原則の確立と市民参加の制度的保障

データ収集・伝達の義務化

- 製造者のデータ届出義務化 「化学物質安全庁」による管理
- 消費者への情報伝達システムの構築

化学物質の管理に係る我が国関係法令



：フロン回収破壊法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係る措置が講じられている。
(経済産業省資料より)

市民提案の内容(2)

GHSの本格的導入

- 「化学物質表示法」(仮称)の制定

リスク評価・リスク管理のあり方への提案

- 予防原則の適用
- ハイ・リスクグループへの配慮
- 複合曝露・複合影響を勘案した評価・管理の実施と手法の研究開発

市民提案の内容(3)

シックハウス、化学物質過敏症などの新たな被害に対する救済制度の確立

ナノ技術についての安全性評価の実施と、安全性が確認されるまでの製造・使用の一時中止